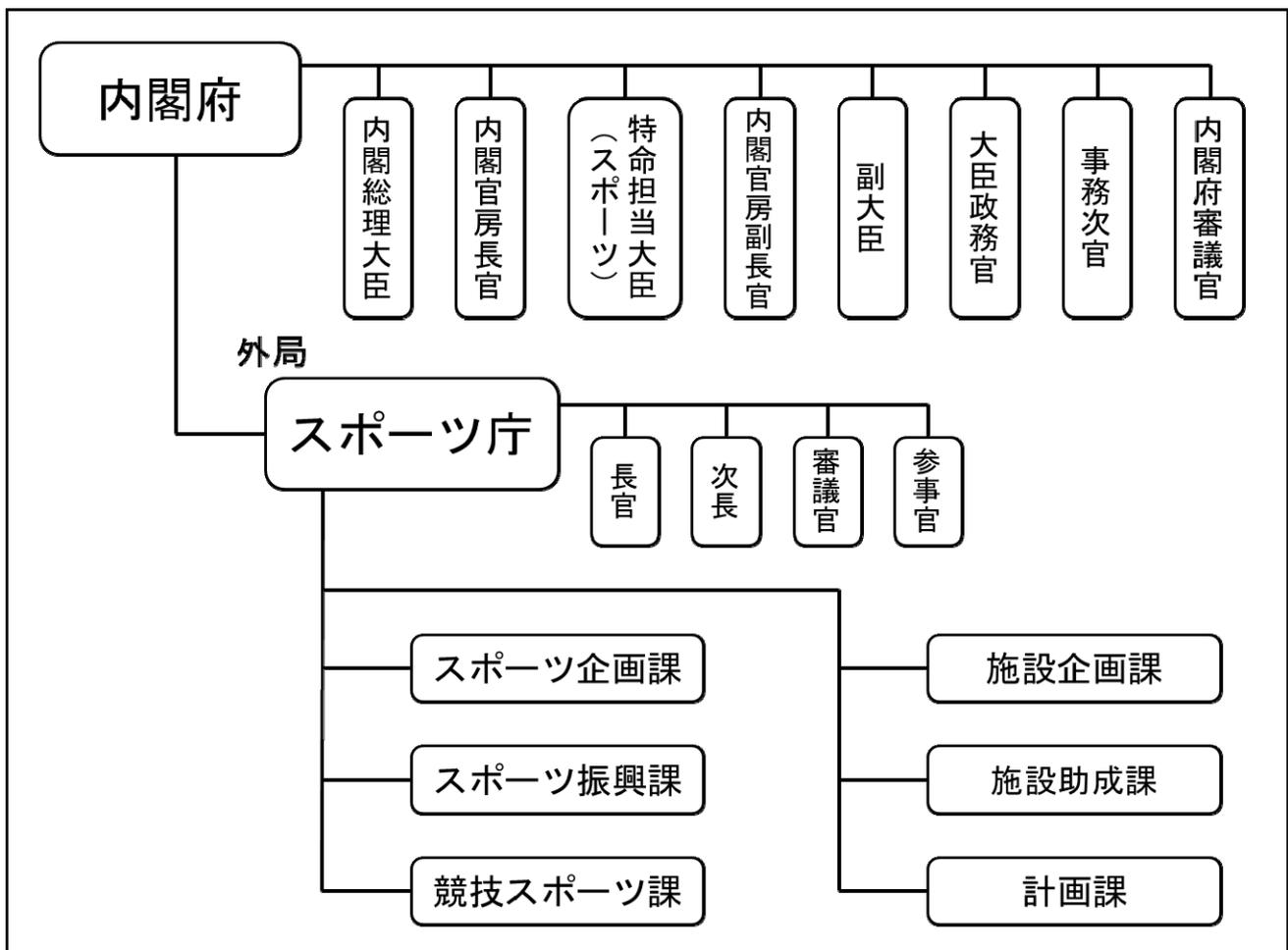


## 1. 要約

本研究は、わが国におけるスポーツ庁の設置形態について検討したものである。本研究の提案に鑑みれば省庁再編についての議論も必要であるが、原則、現行の行政機構に立脚した提案としている。研究結果の要約は以下のとおりである。

1) **省庁横断型スポーツ庁**：「スポーツ行政の一元化」を目的にスポーツ関連の他省庁の政策を集約した省庁横断型スポーツ庁を設置する場合、内閣府の外局とすることが望ましい。集約する政策は厚生労働省の障害者スポーツ行政、農林水産省の森林空間政策におけるレクリエーションの森の整備、国土交通省の都市公園行政である。これらの政策からスポーツ庁に移管する予算を推計し、現在文部科学省が所管するスポーツ政策予算と合計すると、365億2,605万3,000円となった。これは現存する外局の中では10番目の規模となる。

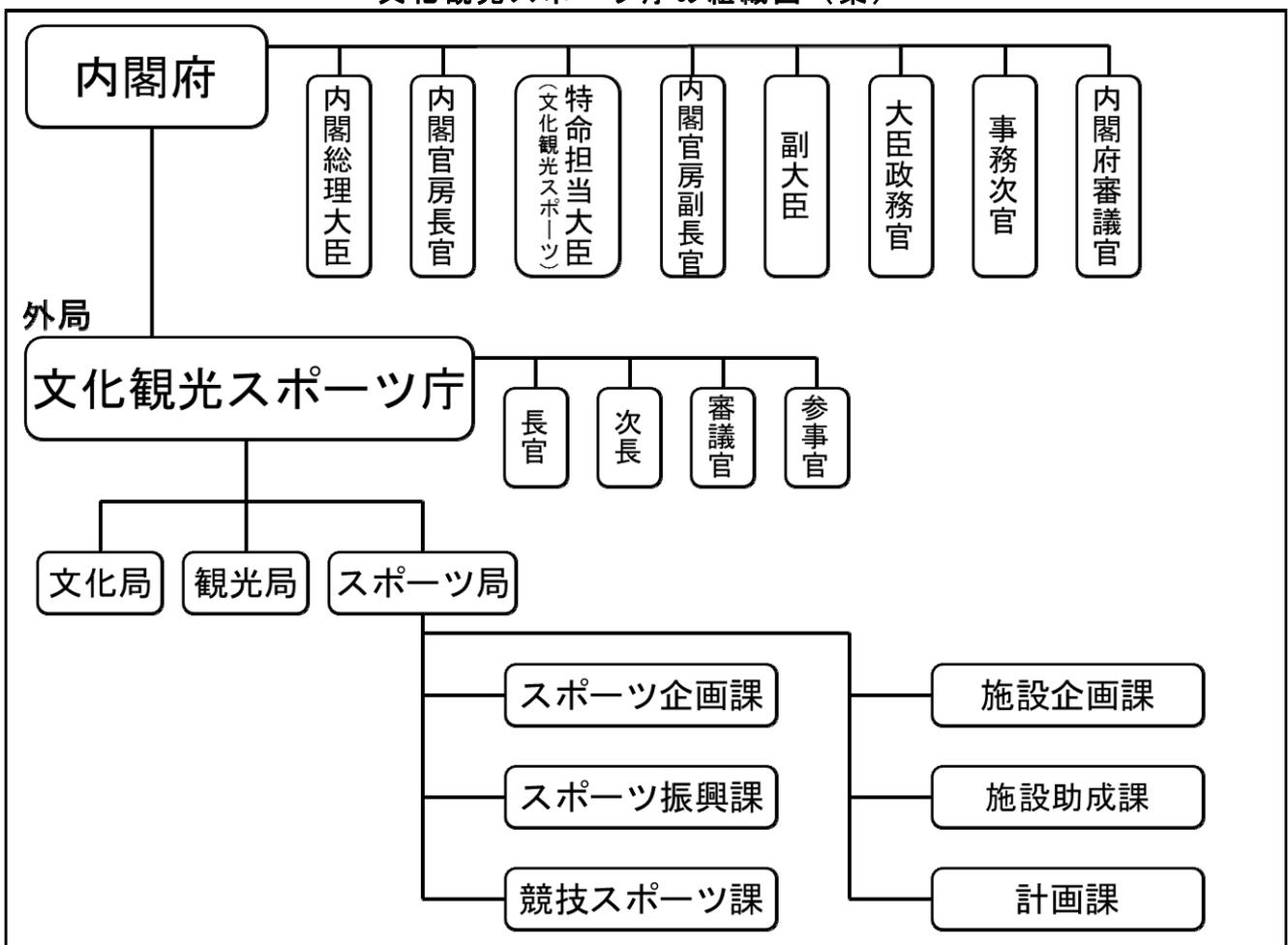
省庁横断型スポーツ庁の組織図（案）



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。

2) **他組織融合型スポーツ庁**：省庁数の増加抑制の観点や政策の親和性に基づく連携効果を引き出すことを目的に他組織融合型スポーツ庁（文化観光スポーツ庁）を設置する場合、内閣府の外局とすることが望ましい。ただしこの場合、スポーツ振興の観点から、スポーツを手段として観光に活かすといった視点が強くなり過ぎないことが重要である。文化観光スポーツ庁はスポーツ行政の一元化が第一義ではないため、他省庁から集約する政策は厚生労働省の障害者スポーツ政策のみとなる。移管する障害者スポーツ政策の予算を推計し、現在文部科学省が所管するスポーツ政策予算と合計すると、スポーツ政策のみで 260 億 1,390 万 3,000 円、文化・観光政策と合わせると 1,400 億 6,721 万 7,000 円となった。これは現存する外局の中では 6 番目の規模となる。

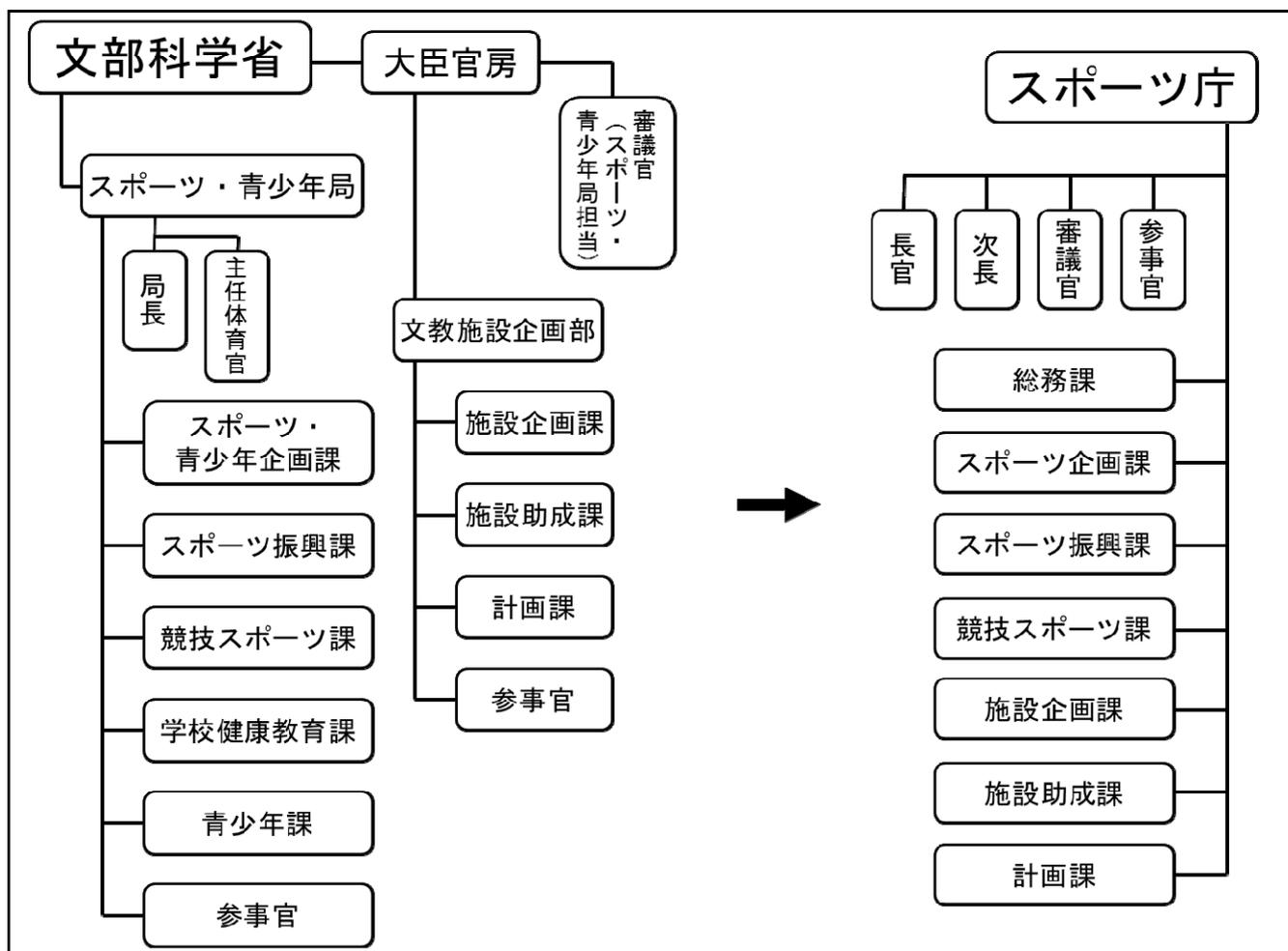
文化観光スポーツ庁の組織図（案）



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。  
 ※スポーツ局のみ下部組織を示している。

3) **文部科学省外局型スポーツ庁**：実現可能性を考慮すれば、文部科学省の外局としてのスポーツ庁設置が提示できる。観光庁の形態を参考にすると、「庁」になることで他省庁への協力依頼が容易となることから、政策は集約しない。国土交通省は観光庁設置の代わりとして外局の「船員労働委員会」を廃止したことから、文部科学省外局型スポーツ庁を設置する際も組織またはポストの廃止が必要となる。本研究では国際統括官の廃止を提案した。予算は文部科学省が所管するもののみを移管し、合計で 231 億 2,335 万円となった。これは現存する外局の中では 10 番目の規模となる。

文部科学省外局型スポーツ庁の組織図（案）



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。

4) **地域主権型**：現政権が進める道州制を踏まえると、国がもつスポーツの権限や予算を地方自治体（地方政府）に移管する地域主権型のスポーツ振興体制が考えられる。文部科学省提供資料から算出した体力づくり関係予算 452 億 5,110 万円を道州や基礎自治体に移管した場合、道州は 267 億 5,984 万 7,000 円（59.1%）、基礎自治体は 184 億 9,132 万 3,000 円（40.9%）と推計された。移管政策をみると、国際競技力向上や公園政策は道州、生涯スポーツ、健康・体力、学校体育、障害者スポーツに関連する政策は基礎自治体へと移管される。

### 地域主権型のイメージ

